

○岡山県後期高齢者医療広域連合建設工事等入札参加資格者指名停止要綱

平成22年3月25日

広域連合告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する建設工事、物件の買入れ及び建設コンサルタント業務委託等（以下「建設工事等」という。）の公正かつ適正な執行を確保するため、入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 広域連合長は、有資格業者が別表に掲げる指名停止措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、岡山県後期高齢者医療広域連合委託事務事業等執行の適正化に関する規程に規定する審査委員会の審議を経て、情状に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行う場合の起算日は、当該認定をした日とする。

3 広域連合長は、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取消し又は入札辞退の勧告を行うものとする。

4 現に指名停止期間中の有資格業者について、別件により指名停止を行う場合の起算日は、現に行っている指名停止期間の満了日の翌日とする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 広域連合長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人について指名停止を併せ行うものとする。

2 広域連合長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 広域連合長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案において措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の内最も長い期間をもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 一の事案に関して、再指名停止は行わないものとする。ただし、指名停止後、同一事案が別の措置要件に該当することとなった場合において、新たに生じた事由により指名停止すべき期間が従前の指名停止期間よりも長期であるときは、その残存期間を指名停止とする。

- 3 広域連合長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び第1項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 広域連合長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の3倍まで延長することができる。
- 5 広域連合長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。
- 6 広域連合長は、指名停止期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知及び公表)

第5条 広域連合長は、指名停止の決定をしたときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するとともに当該指名停止を行う有資格業者名、期間及び理由等を公表するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 広域連合長は、指名停止期間中の有資格業者が広域連合発注の建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は完成保証人となることを承認してはならない。ただし、当該有資格業者が指名停止通知前に下請し、若しくは受託し、又は完成保証人となった場合は、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 広域連合長は、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(指名留保)

第9条 広域連合長は、有資格業者が措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき又は第2条第1項の規定による審議に相当の期間を要する等特別の事由があるときは、当該有資格業者の指名を留保することができる。

- 2 広域連合長は、当該指名留保に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取消し又は入札辞退の勧告を行うものとする。
- 3 第1項の規定により指名を留保した有資格業者に対し同一事由により指名停止を行う場合の起算日は、第2条第2項の規定にかかわらず、当該指名を留保した日とする。
- 4 第1項の規定により指名を留保する場合の留保の期間は、事実の確認ができるまでの間とする。
- 5 第1項の規定により共同企業体に対して指名を留保する場合は、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

6 第1項の規定により指名を留保する場合は、第5条、第6条及び第7条の規定を準用する。

(指名停止事案の報告)

第10条 建設工事等担当部署の長は、有資格業者又はその使用人が措置要件のいずれかに該当することを知ったときは、速やかに委員会の事務局に報告するものとする。

(改善措置の報告)

第11条 指名停止又は指名を留保した場合は、必要に応じ有資格業者から改善措置の報告を徴することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日広域連合告示第19号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日広域連合告示第31号)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第2条、第4条、第9条、第10条関係）

指名停止基準

区分	指名停止措置要件	指名停止期間
虚偽記載	(1) 広域連合が発注する請負契約等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をし、請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上12か月以内
安全管理等の不適切	(2) 広域連合発注の建設工事等に関するもの ア 公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。 イ 公衆に負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。 ウ 建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。 (3) 本県内の広域連合発注以外の建設工事等に関するもの ア 公衆に死亡者若しくは多数の負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。 イ 建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。 (4) 本県外の建設工事等に関し、公衆又は建設工事等関係者に多数の死傷者を生じさせる重大事故を起こしたとき。	3か月以上12か月以内 1か月以上6か月以内 1か月以上6か月以内 1か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内 1か月以上3か月以内
粗雑建設工事等	(5) 広域連合発注の建設工事等に関するもの ア 故意又は過失により建設工事等を粗雑にしたとき。 イ 請負契約に違反したとき。	1か月以上6か月以内 1か月以上6か月以内
関係法令違反	(6) 本県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）等建設工事関係法令に違反したことにより監督官庁から行政処分を受けたとき。 (7) 本県内において、労働基準法（昭和22年法律第49号）等労働関係法令に違反したことにより、労働基準監督署から送検されたとき。	1か月以上12か月以内 1か月以上12か月以内
独占禁止法違反	(8) 広域連合発注の建設工事等に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反したことにより公正取引委員会から処分を受けたとき。 (9) 本県内の広域連合発注以外の建設工事等に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する	6か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内

	<p>法律（昭和22年法律第54号）に違反したことにより公正取引委員会から処分を受けたとき。</p> <p>(10) 本県外の建設工事等に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反したことにより公正取引委員会から処分を受けたとき。</p>	2か月以上6か月以内
贈賄	<p>(11) 次に掲げる者が広域連合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 登録業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で、アに掲げる以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 登録業者の使用人で、一般役員等以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>(12) 次に掲げる者が本県内の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(13) 次に掲げる者が本県外の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>8か月以上12か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
談合	<p>(14) 次に掲げる者が広域連合発注の建設工事等において談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(15) 次に掲げる者が広域連合発注以外の建設工事等で談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>6か月以上12か月以内</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>

反社会的行為	(16) 次に掲げる者が、詐欺、暴力行為、横領等の反社会的行為をしたことにより逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	3か月以上12か月以内 2か月以上12か月以内 1か月以上12か月以内
経営状態	(17) 和議若しくは破産の申し立てがなされたこと又は銀行取引の停止を受けたこと等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。	信用状態が回復したと認められるまで
岡山県による指名停止等措置	(18) 岡山県の法令の規定に基づき、岡山県から指名停止等にされたとき。	岡山県から指名停止等を解除されるまで
岡山市による指名停止措置	(19) 岡山市の法令の規定に基づき、岡山市から指名停止にされたとき。	岡山市から指名停止を解除されるまで
その他	(20) 前各号に掲げる場合のほか、次に例示するような不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 入札の公正を害すべき行為 イ 入札において、担当職員の指示に従わないなど入札の秩序を乱す行為 ウ 広域連合発注の建設工事等の施工に当たり、職員の指示に正当な理由もなく従わない行為 エ 広域連合職員に対し、脅迫的・暴力的言動により職員を畏怖・威圧する行為 オ 広域連合職員に対して長時間にわたる執拗な抗議等を繰り返し、職員の職務を妨害する行為 カ 主任技術者・監理技術者・現場代理人等について、虚偽の届出をする行為 キ 前各号に掲げる場合のほか、委員会が不正又は不誠実な行為として認めた行為	1か月以上12か月以内